平成２１年（フ）第２７２号
茨城県ひたちなか市東大島３丁目27番５―301号ときわハイツＣ棟
債務者　黒沢　秀雄
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２８０号
静岡県御殿場市川島田492―１、住民票上の住所茨城県常陸太田市西染町623番地
債務者　日向寺淳子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２９９号
茨城県ひたちなか市足崎1458―102アメニティ足崎Ｃ103、住民票上の住所茨城県ひたちなか市平磯町5164番地２
債務者　橋元すみれ
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３０１号
水戸市城東１丁目11番35号　サンメリー城東202号
債務者　高橋　洋志
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３０９号
水戸市若宮１丁目７番11棟401号　県営若宮アパート
債務者　宮崎　光子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７１号
群馬県桐生市仲町１丁目12番10―206号
債務者　五十嵐佐千子（旧姓兼松）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第２０４号
金沢市平和町２丁目５番13号　県営住宅13棟402号
債務者　西蔵　和恵
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２２１号
石川県かほく市白尾ワ16番地14
債務者　濱田　一也
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２２２号
金沢市広岡２丁目５番15号　ハイツ末広103号室、住民票上の住所金沢市広岡２丁目６番７号
債務者　村田　信子（旧姓木澤）
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２３４号
石川県白山市井口町北150番地
債務者　橋場　友美
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３０号
福井県大飯郡おおい町本郷第152号２番地１
債務者　河原　悟郎
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第１５６号
山梨県甲府市古上条町31番地７
債務者　渡邉　道子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６７号
岐阜県可児市土田2763番地２
債務者　中華レストランメノコこと山岡守こと
全　　福守
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第６８号
岐阜県可児市土田2763番地２
債務者　山岡澄江こと　李　　澄江
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１０３号
三重県鈴鹿市高岡台４丁目11番４号
債務者　酒井美恵子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４５号
大津市本堅田４丁目２番８号　メゾンファミーリエ102号室
債務者　川瀬　敏男
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６号
大津市本堅田４丁目２番８号　メゾンファミーリエ102号室
債務者　川瀬　亜矢
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大津地方裁判所民事部破産係

第明治三二十種郵便物認可